（前金払等の精算に関する明細書の編集の特例）

第百条　第三十条の二第一項に規定する明細書に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第二項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、前金払及び概算払に区分し、科目ごとに細分して編集しなければならない。

（センター支出官の証拠書類の編集の特例）

第百一条　第三十条の九に規定する証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、第三十条の十第二項の規定は適用しない。

2　前項に規定する場合は、第三十条の十第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「電磁的記録により提出するものがある旨」とあるのは、「電子情報処理組織を使用して提出するものがある旨」と読み替えるものとする。

（分任収入官吏の分等の証拠書類の編集の特例）

第百二条　主任収入官吏が、第三十二条第一項本文の規定により計算証明をする場合において、分任収入官吏、分任収入官吏代理又は出納員の取り扱った計算についての証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第二項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、分任収入官吏又は出納員の別に、第九条及び第九十四条第二項において読み替えて準用する第八条の二の規定により区分して編集し、当該分任収入官吏又は出納員の職氏名に係る情報を併せて送信しなければならない。

2　前項の場合における第三十一条第一項の適用については、同項中「次条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第百二条第一項」とする。

（分任資金前渡官吏の分等の証拠書類等の編集の特例）

第百三条　主任資金前渡官吏が、第三十六条第一項本文の規定により計算証明をする場合において、分任資金前渡官吏、分任資金前渡管理代理又は出納員の取り扱った計算についての証拠書類及び添付書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第二項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、分任資金前渡官吏又は出納員の別に、第九条及び第九十四条第二項において読み替えて準用する第八条の二の規定により区分して編集し、当該分任資金前渡官吏又は出納員の職氏名に係る情報を併せて送信しなければならない。

2　前項の場合における第三十五条第一項の適用については、同項中「次条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第百三条第一項」とする。

（前金払等の精算に関する明細書の編集の特例）

第百四条　第四十五条第一項に規定する明細書に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第二項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、前金払及び概算払に区分し、科目ごとに細分して編集しなければならない。

（分任歳入歳出外現金出納官吏の分等の証拠書類の編集の特例）

第百五条　主任歳入歳出外現金出納官吏が、第四十九条第一項本文の規定により計算証明をする場合において、分任歳入歳出外現金出納官吏、分任歳入歳出外現金出納官吏代理又は出納員の取り扱った計算についての証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第二項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、分任歳入歳出外現金出納官吏又は出納員の別に、第九条及び第九十四条第二項において読み替えて準用する第八条の二の規定により区分して編集し、当該分任歳入歳出外現金出納官吏又は出納員の職氏名に係る情報を併せて送信しなければならない。

2　前項の場合における第四十八条第一項の適用については、同項中「次条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第百五条第一項」とする。

（分任支出負担行為担当官の分等の証拠書類の編集の特例）

第百六条　支出負担行為担当官が、第五十八条の三第一項の規定により計算証明をする場合において、分任支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官代理の取り扱った計算についての証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第二項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、分任支出負担行為担当官の別に、第九条及び第九十四条第二項において読み替えて準用する第八条の二の規定により区分して編集し、当該分任支出負担行為担当官の職氏名に係る情報を併せて送信しなければならない。

（分任物品管理官の分等の証拠書類の編集の特例）

第百七条　主任物品管理官が、第六十条第一項本文の規定により計算証明をする場合において、分任物品管理官又は分任物品管理官代理の取り扱った計算についての証拠書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、同条第三項の規定は適用しない。この場合において、当該情報は、分任物品管理官の別に、第九条及び第九十四条第二項において読み替えて準用する第八条の二の規定により区分して編集し、当該分任物品管理官の職氏名に係る情報を併せて送信しなければならない。

2　前項の場合における第五十九条第一項の適用については、同項中「次条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第百七条第一項」とする。

（書式の記載事項の特例）

第百八条　証拠書類又は添付書類に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するときは、計算書には、電子情報処理組織を使用して提出する旨を記載し、又は記録しなければならない。

書式中

「書式　第一号書式（第十一条の二関係）　債権管理計算書
第一号の二書式（第十二条関係）　歳入徴収額計算書
第二号書式（第十四条関係）　物納額計算書
第二号の二書式（第十九条関係）　国税収納金整理資金徴収額計算書
第二号の三書式（第十九条の六関係）　国税収納金整理資金支払命令額計算書
第二号の四書式（第十九条の八関係）　国税収納金等現金出納計算書
第三号書式（第二十条関係）　支出計算書（官署分）
第三号の二書式（第二十一条の二及び第二十三条の八関係）　主要経費別内訳表
第三号の三書式（第二十一条の二及び第三十条の八関係）　事項別内訳表
第三号の四書式（第三十条の四関係）　補助金等の未精算状況報告書
第三号の五書式（第三十条の七関係）　支出計算書（センター分）
第三号の六書式（第三十条の八関係）　官署支出官別科目別支出済額内訳表
第四号書式（第三十一条関係）　収入金現金出納計算書
第五号書式（第三十五条関係）　前渡資金出納計算書
第五号の二書式（第三十九条関係）　給与証明書
第五号の三書式（第四十八条関係）　児童手当及び子ども手当支払証明書
第六号書式（第五十八条の二、第五十八条の三、第五十八条の四関係）　歳入歳出外現金出納計算書
第六号の二書式（第五十九条関係）　物品管理計算書
第七号書式（第六十四条関係）　国有財産増減及び現在額計算書
第八号書式（第六十四条関係）　国有財産無償貸付状況計算書
第九号書式（第七十一条、第七十七条、第八十三条関係）　契約一覧表
第十号書式」

を削る。

額計算書